

山建産連発第17号
令和7年8月28日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野 正一
(公印省略)

**公共工事等の契約締結における課税事業者又は免税事業者の
確認のための提出書類の変更について**

件名のことについて、別紙の通り、山梨県国土整備部長より通知がありました。公共工事及び公共工事に係る業務委託の契約締結時には、消費税法の課税事業者又は免税事業者であるかの確認が行われておりますが、今般、受注者、発注者双方の負担軽減を図るため、令和7年9月1日以降に契約締結を行う案件から、従来の「課税事業者届出書」に代わり「免税事業者届出書」を提出することにより、課税事業者か免税事業者であるかの確認が行われるとのことです。

これにより、免税事業者については、「免税事業者届出書」の提出が必要ですが、課税事業者については、「課税事業者届出書」の提出は不要となります。

つきましては、別添文書をご確認いただき、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知をよろしくお願いいたします。

記

【「免税事業者届出書」掲載場所】

*工事：山梨県公共事業ポータルサイト → 情報公開サービス → 様式配布 → 落札者向け資料
→ お知らせ（工事落札者）落札者向け資料 → 2契約締結関係様式集

*委託：山梨県公共事業ポータルサイト → 情報公開サービス → 様式配布 → 落札者向け資料
→ お知らせ（業務委託落札者）委託落札者向け資料

※山梨県公共事業ポータルサイト》 情報公開サービス

<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/roi/>

以上